

令和6年度幸手市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和6年4月1日

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために定める。

1 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

2 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、別表のとおりとする。

3 基本的な考え方

(1) 障害者就労施設等からの優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。

(2) 幸手市契約規則（平成11年幸手市規則第25号）第39条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

(3) 障害者就労施設等が供給できる物品等については、社会福祉課から各機関に対して情報提供を行うものとする。

4 調達目標

令和6年度調達目標を次のとおりとする。

目標額 468,000円

5 調達実績の公表

調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、毎会

計年度の終了後、調達の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部社会福祉課とする。

別表

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
イ 就労移行支援事業所
ウ 生活介護事業所
エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
オ 地域活動支援センター
(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
(3) 共同受注窓口
(4) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。）以下「障害者雇用促進法」という。に基づく子会社の事業所（特例子会社）
イ 重度障害者多数雇用事業所（以下①～③の全てを満たすもの）
①障害者の雇用者数が5人以上
②障害者の割合が従業員の20%以上
③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
(5) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体